

ポイント解説④ 候補者推薦機能の充実に向けた一歩としての、
家庭裁判所との連携強化による首長申立等の候補者選任

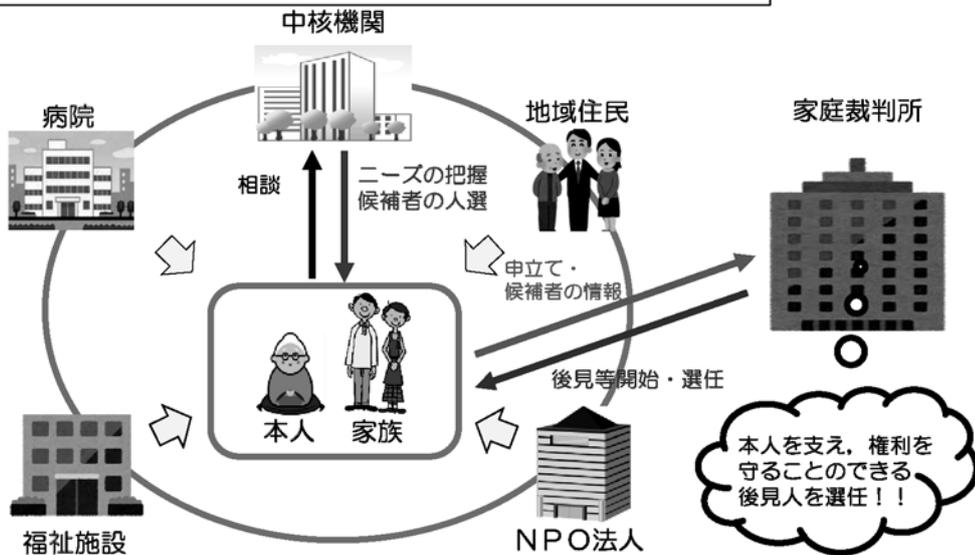
福祉各法では、首長申立てに係る審判について、「市町村は、(中略) 後見等の業務を適正に行うことができる者の推薦(中略)を講ずるよう努めなければならない」(老人福祉法第32条の2第1項、知的障害者福祉法第28条の2第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の3第1項)とされています。

現状では、こうした推薦業務を実際に実施できている市町村は多くないのが実情と考えられ、中核機関の設置等により、市町村がこうした業務を円滑に行える体制整備を進める必要があります。

また、国基本計画では、首長申立てのみならず、本人申立てや親族申立ての案件を含め、後見制度の利用が必要な人について、申立て前の段階から継続的な支援を行っていく必要性が強調されています。まずは首長申立てを検討するケースにおいて、支援を必要とする方の情報を的確に家裁に提供するという取組から始め、成年後見人等の選任イメージについて、市町村と家庭裁判所との間で認識をすり合わせていく作業を進めていくことが考えられます。

3 ネットワークにおける役割

(1) 家庭裁判所の役割 ～後見制度の利用検討から後見開始まで～



本人らしい生活を実現するためには、本人のニーズに合う後見人の選任が最も重要
⇒ 中核機関と家裁が後見人のイメージを共有することが必要

最高裁判所事務総局家庭局提供資料